

## 全国大会優秀研究賞顕彰細則

(目的)

**第1条** この細則は、全国大会優秀研究賞（以下「優秀研究賞」という）に関し必要な事項を定め、適正な選定及び選考を行うことを目的とする。

(選定の対象者)

**第2条** 優秀研究賞の対象者は、日本数学教育学会の正会員で、原則として60歳以下の幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等の校長・副校長・教頭・教諭等の優秀な算数・数学教育実践者、あるいは日本数学教育学会の正会員を研究代表者とする実践グループとする。

(選定の基準)

**第3条** 前年度の日本数学教育学会主催の全国算数・数学教育研究大会において発表された実践的研究論文の中から、継続的な実践的活動を伴い、所属校及び地域の算数・数学教育実践への貢献が認められるもの。

- 2 その研究成果が、多く学会員の教育活動・研究活動へ貢献すると認められるもの。又は、その研究成果が、今後の算数・数学教育の科学的・理論的研究契機・基礎になり得ると認められるもの。

(選定委員会)

**第4条** 優秀研究賞選定委員会の構成は、学会各賞選考委員及び選定委員規定による。

(選定方法)

**第5条** 優秀研究賞選定委員会は、理事会の構成員に対して候補研究の推薦を依頼するとともに、会員に対して候補研究を募集する。

- 2 優秀研究賞選定委員会は、候補研究を審査し、表彰候補者名簿を作成する。

(選考方法)

**第6条** 優秀研究賞選定委員会は、学会各賞選考委員会に候補者名簿を提出し、学会各賞選考委員会は候補者を選考し、理事会において「受賞候補者」としての承認を得る。

- 2 学会各賞選考委員会は、理事会で受賞者が承認されたことを社員総会に報告する。

(表彰行事)

**第7条** 全国算数・数学教育研究大会開会式にて受賞者を紹介し、会長より賞状と副賞を授与する。

- 2 表彰年度の大会特集号並びに学会誌等に表彰者氏名等を掲載する。

(細則の変更)

**第8条** この細則を変更するときは、理事会の承認を得なければならない。

付 則

平成26年4月1日制定

平成26年5月19日理事会承認

平成26年5月20日より施行

平成30年9月10日理事会承認

平成30年9月11日より施行